

鹿行広域事務組合消防吏員募集要項

鹿行広域事務組合消防吏員の採用試験を、次のとおり実施します。

1 試験区分及び採用予定人数

- (1) 消防A（大学卒業） 若干名
- (2) 消防B（高校卒業） 若干名

2 試験日時及び場所

- (1) 第一次試験 令和6年9月22日（日）午前9時
※ 午前8時30分から受付を開始し、午前8時45分から受験説明を行います。
- (2) 第二次試験 令和6年11月上旬
- (3) 試験実施場所 銚田市安房1418-15 鹿行広域事務組合消防本部

3 受験資格

(1)の資格を有し、(2)の欠格事項に該当しない人

(1) 資格

- ア 消防A（大学卒業）・・・平成9年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人、又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人
- イ 消防B（高校卒業）・・・平成13年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人、又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 欠格事項

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 鹿行広域事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

4 試験の方法

(1) 第一次試験（教養試験・適性検査・作文試験・体力検査）

- ア 教養試験（択一式）・・・公務員として必要な一般的知識及び知能についての問題を出題します。
- イ 適性検査（択一式）・・・消防吏員としての適応性をみる検査を実施します。
- ウ 作文試験・・・文章による表現力、課題に対する理解力をみます。
- エ 体力検査・・・消防吏員として職務遂行に必要な体力等を検査します。懸垂、反復横とび、腕立て伏せ、起き上がり、20mシャトルランの5種目を測定します。

◎ 身体の基準は次のとおりです。

・視力 両眼とも裸眼視力0.3以上で矯正視力1.0以上を有し、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。

・聴力 両耳が正常であること。

・握力 左右おおむね40kg以上（女性はおおむね30kg以上）

・その他

(ア) 体質が健全で、四肢関節に障害等の異常がなく、諸機能に消防吏員としての職務に支障をきたす問題がないこと。

(イ) 精神機能及び神経系統に異常がないこと。

(ウ) 言語明りょうで十分発声できること。

(エ) 受験者が受験時において結核性疾患、伝染病疾患及びその他の疾患がないこと。

(2) 第二次試験（集団討論・面接試験・身体検査）

ア 集団討論、面接試験・・・主として人物について評定を行います。

イ 身体検査・・・・・・・・・・医療機関で検査した健康診断書の提出を求めます。

(3) 受験資格の確認

受験資格の有無，受験申込書記載事項の真否について確認します。

5 受験申込書の配布

鹿行広域事務組合消防本部又は管内の各消防署（銚田消防署・潮来消防署・行方消防署），各出張所（旭出張所・大洋出張所・玉造出張所・麻生出張所）で配布しています。

6 申込方法

(1) 受験申込書及び履歴書（所定のもの）並びに返信用封筒（所定のもの2通に84円切手をそれぞれ貼付）に必要事項を自筆で正確に記入して，鹿行広域事務組合消防本部又は管内の各消防署へ募集受付期間中に持参して下さい。

なお，受験票については，受付期間終了後，受験者あて郵送します。

(2) 募集期間は，令和6年7月8日（月）から令和6年8月15日（木）までとなります。

なお，受付時間は，午前8時30分から午後5時15分とします。

(3) 感染症等の影響により，試験の日程や内容に変更が生じる場合には，当組合ホームページにてお知らせします。

7 第一次試験に持参するもの

受験票，筆記具（HBの鉛筆，消しゴム），ジャージ，運動靴，お弁当，飲み物

8 試験結果の発表

(1) 発表の時期

第一次試験の結果・・・・・・・・・・令和6年10月18日（金）午前9時

第二次（最終）試験の結果・・・・・・・・・・令和6年11月下旬

(2) 発表の方法

合格者の発表は，消防本部庁舎，各消防署及び各出張所の玄関，又ホームページに受験番号を掲示するほか，受験者には合否に関わらず郵送にて結果を送付します。

9 合格から採用まで

- (1) 最終合格者の中で、令和7年3月に学校教育法による大学（短期大学を除く。）及び高等学校を卒業見込みとして受験した人で、後に卒業できないこととなった場合には、合格が取り消されます。
- (2) 採用は、原則として令和7年4月1日を予定しています。なお、採用後は、当消防本部の管轄区域内（銚田市，潮来市，行方市）に居住するものとし、6ヵ月間の条件附採用期間を経て、正式採用となります。

10 給与

- (1) 給料は、当組合職員の給与に関する条例，規則に基づき支給されます。このほか、扶養手当，通勤手当，住居手当，期末勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- (2) 採用される前に職歴を有する場合は、一定の基準に応じて給与が加算されます。

11 職務内容

- (1) 災害等の防除鎮圧と救助，救急業務
- (2) 火災原因と損害の調査業務
- (3) 火災予防のため建築物への立入検査と行政指導事務
- (4) 建築物を新築，増築する場合の建築確認の同意事務
- (5) 危険物施設に関する許可，認可事務

12 勤務地

消防学校（約6ヶ月間）での初任教育を終了した後は、当消防本部管内の消防署などに勤務することになります。

13 問い合わせ先

○ 消防本部総務課	銚田市安房 1418-15	TEL 0291 (34) 2119
○ 銚田消防署	銚田市安房 1418-15	TEL 0291 (34) 0119
・ 旭出張所	銚田市玉田 1043-3	TEL 0291 (34) 4119
・ 大洋出張所	銚田市大蔵 1335-5	TEL 0291 (34) 5119
○ 潮来消防署	潮来市大塚野 1丁目 13-2	TEL 0299 (63) 0119
○ 行方消防署	行方市小幡 1101-38	TEL 0291 (35) 0119
・ 玉造出張所	行方市浜 102-2	TEL 0299 (36) 2799
・ 麻生出張所	行方市麻生 3339-1	TEL 0299 (80) 6119